

サテライトオフィス等のサービス環境整備に必要な設備投資を補助します

茅野市では、市内の低未利用空間を有効活用し、コワーキングスペース、サテライトオフィス等に利用が可能な設備等の貸出しサービスを行う事業者に対して、設備等の購入・改修に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者（対象要件）

市内に本店、支店、店舗等の事務所を有する事業者または市内において創業する^{※1}事業者。

※1 貸出しサービスを開始すること、または貸出しサービスを行うために企業、団体等を設立する事業者を対象とします。

※2 茅野市が指定するワーケーション推進に関する連携体の会員になることが条件となります。

対象経費・補助率

◇ **補助対象経費**：貸出しサービスを提供するために必要な設備、施設、器具、備品等を新たに購入して設置し、または改修する事業に要する費用（消費税は除く）

（対象外の経費：消耗品、用地・建物の取得または賃貸に要する経費、撤去・廃棄費用、機器使用料、通信料、リース料、保険料、光熱水費その他設備の使用または維持管理に要する経費等）

◇ **補助率**：補助対象経費の **1/2** 以内

◇ **補助限度額**：**20万円**（補助金額 1,000円未満は切り捨て）

※当該年度において 1 事業者 1 回限りとなります。

※過去に本補助金および「茅野市ワーケーション等サービス環境整備支援補助金」（令和 2 年度補助金）の交付を受けた同一の「事業所」は、対象となりません。

対象となる事業例

① 飲食店等の空き時間貸出しサービス化

夕方以降に学習塾や飲食店として営業する施設で、日中にテレワーカーやオンライン会議利用者向けに場所の貸出するために、Wifi 通信機器・印刷複合機、セキュリティ用の防音パーティションや防犯カメラ等を設置したい。

② 空き家を小部屋化してオフィス貸出し

現に利用されていない空き家や空き倉庫を活用し、サテライトオフィス用サービスを創業するため、利用者が専有利用できるよう小部屋を設け、必要なセキュリティ、通信環境等の設備を設置したい。

申請期間

令和 7 年(2025 年)2 月 28 日までに、申請書類の提出をお願いします。

※必ず事業着手前（設備等の購入、改修等を行う前の事業計画段階）において、補助金交付申請を行ってください。

※予算がなくなり次第、終了します。

詳細や申請様式のダウンロードにつきましては、茅野市ホームページをご参照ください。

対象要件や交付申請等に関するご相談・お問い合わせ等は、以下の担当までご連絡ください。

【担当】産業経済部 商工課 工業・産業振興係

Tel: 72-2101(内線 433) Fax: 72-4255 Email: shoko@city.chino.lg.jp

